

令和4年度北海道福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、北海道福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員を対象に、賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付対象)

- 3 この交付金の対象は、別に定める「北海道福祉・介護職員処遇改善支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、福祉・介護職員等の賃金改善を実施する施設・事業所とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、令和4年2月から同年9月サービス提供分の障害福祉サービス等報酬総額について、実施要綱第4に基づいて算出された額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

交付金の算定等事務を北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託する場合は、交付金の算定根拠となる障害福祉サービス等報酬総額は、交付対象事業者が「介護給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第170号）第1条第2項及び「障害児通所給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第179号）第1条第2項に規定する審査支払機関である市町村又は市町村から委託を受けた国保連へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

施設・事業所に対する交付金については、算定の基礎となるサービス提供月に係る障害福祉サービス等報酬総額が確定した後に算定・交付されるものであり、毎月支払うことを基本とする。ただし、令和4年2月及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

また、当該算定については、令和4年12月をもって終了するものとし、それ以降は、交付金算定対象期間に係る障害福祉サービス等報酬総額が生じた場合であっても、交付金の算定対象としないものとする。

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに

知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業に係る支出証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付金の交付の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

- 6 この交付金の申請は、実施要綱第6の2により福祉・介護職員処遇改善計画書を知事に提出するものとする。

(変更の届出)

- 7 交付対象事業者は、福祉・介護職員処遇改善計画書に変更があった場合は、実施要綱第6の5により変更の届出を行うものとする。

(交付金の額の決定)

- 8 知事は、4の規定により算定した交付対象事業者に交付すべき交付金の額を、交付金算定月の翌月の末日までに決定の上、交付金算定月の翌月の末日までに対象事業者に通知するとともに、交付金を支払うものとする。

(交付対象事業者の決定)

- 9 知事は、前条により決定した初回の交付額の通知をもって、交付対象事業者として決定したものとする。

(実績報告)

- 10 この交付金の実績報告は、実施要綱第6の3により福祉・介護職員処遇改善実績報告書を、令和5年1月末日までに知事に提出するものとする。

(交付金の支給停止等)

- 11 知事は、交付対象事業者が実施要綱第7の1の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。